## 国土交通省 北海道開発局旭川開発建設部 治水課內 天塩川流域委員会事務局御中

天塩川水系河川整備計画の策定にあたり、天塩川流域環境に関心の深い 14 団体より、別紙の通り天塩川流域委員会に対し、「第 20 回天塩川流域委員会への意見書」および「清水委員長への要望書」を送付いたします。

つきましては、速やかに天塩川流域委員へこの意見書と要望書を配布いたただき、委員各位にはご一読いただいた上で、第 20 回天塩川流域委員会でのご検討をお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

尚、第20回天塩川流域委員会において、傍聴者にも配布されます資料(天塩川流域委員会に寄せられたご意見)にこの意見書と要望書を掲載いただきたく、ご対応のほどお願い申し上げます。

詔

- 1. 鏡文
- 2. 第20回天塩川流域委員会への意見書

6頁

3. 清水康行委員長への要望書

2頁

以上

2006年12月11日

社団法人 北海道スポーツフィッシング協会 社団法人 北海道自然保護協会

## 天塩川流城委員会委員長 清水康行 殿

## 第20回天塩川流域委員会への意見書

## 流域委員会のまとめに対する意見

私どもは、河川整備計画原案に対してに後述する考え(資料 1)と、これまでの申入れに回答の無い意見(資料 2)をもっていますが、流域委員会の審議も尊重して、まずは、委員長・副委員長が提案した意見に対して、私たちの意見を述べさせていただきます。最終報告書をまとめるにあたっては、どうか、これらの意見や考えを取り入れ、残された課題を残されたままにしない、住民等からの科学的な意見・提案を無視しないことを基本にしていただきたいとここに要望いたします。

# ■第17回委員会までに出された意見を踏まえた天塩川水系 河川整備計画(原案)に関する意見(案)に対する意見

※下記の数字は、段落ナンバーを示し、下線部分は修正部分を示す。

- 2. 冒頭に「ヤマトシジミがとれる河口域、カヌーを楽しむことのできる、ゆったりとした中下流域、サクラマス・ヤマメが豊富なサンル川などが、天塩川が北海道遺産に選定された理由であり、」を挿入し、「河川整備にあたっては」に続ける。

「サンルダム湛水予定地などを」の後に、「遊水地の」を挿入する。

「サンルダムに関しては」の前にひとつの段落をもうけて、「具体的な治水策は、その影響を直接受ける現地住民と意見交換を行って決定していくことが必要である。」の段落を挿入する。

- 4. 最後に、「一方、名寄川の治水はサンルダムがなくても可能であり、中・下流域については 農地を犠牲にしない遊水地案がよいという意見がだされた。」を追加する。
- 5. 最後に、「一方、整備原案の名寄川の冬季の正常流量は過大に設定されているという意見、水質の悪化による臭気の発生があるとすれば、発生源対策を行った解決すべきであるという意見、名寄市や下川町の上水道必要量は名寄川の 1/10 渇水量から見ても微々たる量で、名寄川からの取水で十分であるという意見が出された。」を追加する。
- 7. 全面削除して、「流域面積の 7 割を占める豊かな森林の保全は治水の上からも重要であり、 今後流域のもつ保水機能や遊水地機能を明らかにしていくことが重要である。」とする。(理由: 流域のもつ保水機能や遊水地機能はまだ明らかにされていない)

- 8. 「関係機関の連携」の前に「現地住民と意見交換し、」を挿入する。
- 10. 「このためサンルダムでは・・・」以下を削除して、「このため、サンルダムの魚道やスモルト降下対策の効果を確認し、確認されたのちダム建設を検討する。これらの効果を判定するために専門家による検討会を設置する。基本的には現状の河川環境を変えることなく、サクラマスの遡上と降下に負荷のかからない、現状の遡上条件、降下条件を変えない方法を検討しなければならない。」とする(前川、蝦名意見)。
- 11. 「天塩川流域のサクラマスの保全にあたり」→「天塩川流域のサクラマス資源は現在極めて貴重な存在であり、その保全にあたっては」と修正する。<u>サンルダムで遡上、降下のための対策を図るとともに、</u>→削除(蝦名意見)
- 15 下から二行目「現状を把握し」の後に、「発生源対策を実施して」を挿入する。

## ■資料1 河川整備計画原案に対する私たちの意見

#### 【治水】

治水に関しては、戦後最大規模の洪水流量により想定される被害の軽減を図ることを目標とし、河川整備計画の目標流量を誉平:4400m³/s (4400m³/s)、名寄大橋:2000m³/s (1889m³/s) および真勲別:1200m³/s (1115m³/s) とする。(( ) 内の流量は戦後最大流量を示す)。具体的な対策については、地域住民と意見交換を行い、水害の起きる可能性の高い場所について、堤防の強化や河川改修などの適切な対応策を検討するとともに、過去の水害の実態を考慮して内水対策を実施する。計画規模を上回る洪水が起きた場合には被害をできるだけ軽減するよう必要な対策を講じる。

なお、サンルダム計画については、たとえ開発局が提案した名寄川の目標流量 (1500m³/s) の場合でも、無堤域の改善などで水害を防ぐことができると考えられる。

#### 【利水】

正常流量については、美深大橋で灌漑期も非灌漑期も 20m³/s とする (1/10 渇水流量は 18.26m³/s)。真熙別地点においては灌漑期は 6.0m³/s、非灌漑期は 3.0m³/s とする (1/10 渇水流量は 2.58m³/s)。(説明:美深大橋の正常流量は 1/10 渇水流量に近い値が設定されているが、現状で問題点が生じていないことの反映と考えられる。真熙別で灌漑期には 1/10 渇水流量の 2 倍以上が設定されているが、実際に灌漑期には流量が多い。非灌漑期には 1/10 渇水流量で問題が起きていないため、正常流量をそれに近い値とした。整備原案の非灌漑期の正常流量値の根拠が示されていない)。

#### 【環境】

ヤマトシジミがとれる河口域、カヌーを楽しむことのできる、ゆったりとした中下流域、サクラマス・ヤマメが豊富なサンル川などが天塩川らしい特徴である。このような特徴を維持していくことが重要である。とくに貴重な水産資源であるサクラマス資源は、全国的に減少傾向にあり、 天塩川の存在意義は大きい。今後、なぜサンル川にサクラマスが豊富なのか調査を実施して、そ れに基づいて環境保全策を講じることが重要である。

なお、整備原案でサンルダムを建設した場合に、魚道やさまざまなスモルト降下対策が述べられているが、サクラマス資源を減少させないという保証はまったくない。サクラマス資源を減少させないという保証がない限りダム建設を行うべきでない。

下流域には旧川があるが、現在は水質が悪化しているので地域と協力して水質を改善していく。 その一つの方策として下流域の水害防止とセットにして旧川の可能な場所については遊水地化を 検討する。

現在、森、川、海の相互関係の重要性が認識されつつある。天塩川においても、森林のもつ水 量調節機能、水質改善機能、生物生産機能などを重視し、上流から河口まで一貫した河川整備計 画を長期的視点で作成していくことが必要である。

## ■資料2 開発局および流域委員会が無視した私たちの意見

#### 【治水】

- 1. 流域委員による治水上問題があるとされている地点の視察および現地住民からの意見聴取 治水は住民のために行うものであり、開発局は管理者です。今回焦点となった名寄川の治水に ついて具体的に発言した住民代表は皆無でした。名寄川流域の治水について地域住民の声を聞く 対応が不可欠です。また、名寄川合流点より下流の治水はまったく論じられませんでした。やは り該当地域の視察とそれらの地域住民の声を聞くことは不可欠です。
- 2. 過去の水害の実態

整備計画案は、過去の水害の教訓を得て作成されたと述べています。しかし、昭和 48 年や昭和 56 年の水害について実際にどこが破堤して、どこが内水氾濫だったのか、最後まできちんとした資料が提出されませんでした。十分な資料に基づく治水計画を作り直すべきです。

3. サンルダムの治水効果が具体的に示されていません

サンルダムの水位低減効果の資料は出されましたが、具体的に名寄川で堤防高との関係、河川 改修との関連でどの場所で効果があるのか地点ごとの説明がなく、本当に治水効果があるのかど うか不明でした。地域住民に納得できるものにしなければなりません。

4. 名寄川合流点より下流の治水

合流点より下流に対してサンルダムは微々たる効果しか見込まれません。下流域の治水をどうするのか原案では堤防高との関係など具体的な資料が示されませんでした。これでは欠陥治水計画といわざるを得ません。

5. 冊子グループ提案の治水案と開発局提案の治水案の比較

開発局は自ら 3 案を出して比較検討していますが、住民等から出された治水案と開発局案との 比較を行っていません。

#### 【利水】

1. 名寄川流域の灌漑用水

サンルダムには灌漑用水の取水権は設定されていません。名寄川水域で実際にどの程度灌漑用

水が不足しているのかについての実態は、最後まで明らかにされませんでした。

2. 水道用水をなぜサンルダムに依存するのか

下川町で新たに  $0.006\,\mathrm{m}^3$ /s、名寄市で  $0.0175\,\mathrm{m}3$ /s であり、あまりにも微量です。両者を足しても名寄川の  $10\,\mathrm{年に}$ 一度の渇水流量が  $2.58\,\mathrm{m}^3$ /s のわずか 0.9%にすぎません。名寄川から取水しても何ら問題がありません。

#### 3. 水質悪化の改善

名寄川の水質が悪化していて、下水処理場で処理するのに経費がかかるので、名寄川の水量を多くして水質を改善するためにサンルダムが必要という意見が出されています。河川基準点では水質基準を達成しています。それなのに何故水質を改善しなければならないのか、理由をはっきりさせる必要があります。汚濁水が出ていれば、それを止める方策をとるべきです。国交省の基本的考えは「本来、河川の水質は流域における汚濁対策により良好に保つべきである」と述べられています。天塩川でもこの考えに基づいて発生源対策を検討すべきです。

#### 4. 発電は不要

岩尾内ダムの実態を見ると、灌漑用水が不要になる秋以降は、発電のためのハイドロピーキング操作によって 10 日に一度程度しか放流せず、岩尾内ダム下流は水なし川となっています。発電は不要なだけでなく、河川環境のためにはよくない存在です。サンルダムによってサンル川も水枯れ川になる危険性があります。

5. 冬季の真勲別の維持流量の設定は過大です

真勲別における 1/10 渇水流量は 2.58m³/s であり、開発局が必要としている非灌漑期の正常流量 5.5 m³/s はほぼその 2 倍にあたります。真勲別頭首工における非灌漑期の取水量は多くて 0.7 m³/s であり、5.5 m³/s が必要な根拠はありません。調べてみると、冬季間に開発局が必要としている正常流量に達しているのは 1968 年~2000 年の間の 32 年間で 3 年しかありません。しかし、名寄川でサクラマス資源などに悪影響を与えているという資料はありません。開発局が非灌漑期に 5.5 m³/s の正常流量が必要と主張するならば根拠を示す必要があります。私たちは、実績どおり非灌漑期の正常流量は 3~3.5 m³/s あればよいと考えています。(参考 国交省の考え:維持流量の検討項目には、その項目や対象河川の特性により機能維持に必要な流量が期別に異なる場合もある。・・・・このため、必要な場合は、項目別の必要流量の期別パターンを考慮して期間区分を行い、その区分に応じて維持流量を設定するものとする)

#### 【環境】

1. 日本海サクラマス資源に対する悪影響

日本のサクラマス資源は危機にあり、天塩川のサクラマス資源の維持は水産資源確保の観点から重要な問題です。水産庁もサクラマス資源の確保に重大な関心を示しています。この問題について、前川委員以外の委員や開発局から意見が示されていません。そうであるならば、流域委員会の見解として示すべきです。

2. サンル川の環境がもつ重要性を認識する

サンル川はとりわけヤマメが多く、サクラマスが回帰する重要な河川です。「天塩川らしい環境を維持する」というのが河川法の考え方です。天塩川にはさまざまな環境要素がありますが、 サクラマス資源は極めて大きな環境要素です。なぜサンル川にヤマメが多いのか、サクラマス資 源が失われた天塩川に魅力があるのか、という観点からの検討が必要です。サンル川にはその再生産をヤマメ・サクラマスに依存している絶滅危惧 Ⅱ類のカワシンジュガイ、同じくニホンザリガニ、絶滅危急種のフクジュソウの存在が知られていますが、それらの調査や保全策を検討するべきです。

## 3. サンルダムではスモルトが降下しない危険性が高い

私どもがこの問題を以前から指摘していたところ、最後になって(第 18 回委員会資料)、スモルト降下対策として、1)ダム湖水路(誘導フェンス方式)、2)ダム湖水路(バイパス方式)、3)スモルト捕獲運搬方式が提案されました。しかし、すでに冊子でアメリカコロンビア川のダムについて示したように、コロンビア川では、バイパス方式ではうまくいかず、スモルト捕獲運搬方式を取り入れても、サケ資源の減少を止めることはできませんでした。まずコロンビア川など、北米の河川で行われた対策とその結果についてきちんとした調査を行い、それに基づいて、検討すべきですが、何ら触れていません。

#### 4. ダム下流の水質悪化

多くの場合、ダム建設によってその下流域で、濁りの増加、川床の低下、泥の堆積など河川生物に悪影響を与える変化が生じています。岩尾内ダム下流でも第 18 回委員会への意見書 3.6 で述べたように、濁りの長期化が生じています。

#### 5. 天塩川の水底質改善

私たちは、天塩川のあちこちでひどい排水が行われている実態を調査しました。これらの実態を見ると、天塩川水系の水質基準の見直しを早急にすべきと考えられます。まず、具体的に実態を調査して道や国に報告し、企業責任を明らかにし、改善方策を検討すべきです。

委員会では旧川の水質改善要求が出されていて、私たちも旧川を遊水地として活用することと 水質改善をセットで提案しています。この点についての審議をすべきです。開発局が石狩川につ くった砂川遊水地のパンフレットでは、水質が悪化している流入河川の水が本流に出ないように 遊水地内で浄化する機能が宣伝されており、このような機能をさらに強化した遊水地をつくるこ とは水質改善に有効です。

#### 6. 子どもたちに豊かな天塩川環境を残す課題

子どもたちにどのような天塩川を遺していくのかの検討がまったく不十分です。委員からも、 委員会はこの問題をもっと審議すべきという意見が出ています。私たちは、サンル川のような自 然河川を未来の子どもたちにそのまま残すことが、大人の最も重要な責務であると考えます。

#### 【治水、利水および環境のバランス】

現在の論議で大きな問題は、治水目標が絶対で、それの範囲で利水や環境を考えようとしている傾向が見られることです。河川法の精神では、河川の重要性を重視しながら、既往洪水による被害の実態などを考慮して、計画規模を決めることがうたわれています(参考書:国土交通省河川砂防技術基準同解説 計画編 山海堂、2005)。河川環境の保全においては、「その川にふさわしい生物群衆と生息・生育環境が将来にわたって維持されるよう努めるものとする」とされています。天塩川らしさを維持するにはどのような目標を持つのかを明らかにして、それとの関係で治水の計画規模を考えるのが妥当な審議です。したがって、治水の計画規模は大きければよいというのではなく、環境を維持する視点からも治水の計画規模を検討するべきです。

## 【住民・市民団体との意見交換、情報交換】

国土交通省は、河川環境等の整備と保全の方策の解説において「計画策定において、地元住民やその河川等に関わりのある関係者、市民団体等との意見交換、情報交換を密に行うことが望ましい」と述べています。しかし現在までの経過を見ると、地元住民団体や市民団体等との意見交換、情報交換がまったく欠如しています。流域委員会は、私どもが120ページもの冊子を作成し、サンルダム計画の問題点を指摘し、さまざまな提案を行った際も、それらの指摘や提案を委員会の場で説明することを拒否してきました。これは国土交通省の上記の方策にも反することであり、このまま、市民からの提案を委員会が無視するならば、この委員会は住民等と意見交換しなかった委員会であり、委員会の有効性を失うものと考えられます。

平成 18年 12月 11日

## 天塩川流域委員会 清水 康行 委員長への要望書 (14 団体)

## 委員会のまとめにあたっての要請

繰り返し述べてきましたが、流域委員会の重要な役割の一つは、住民等の意見を聴取して開発局長へ助言することです。流域委員会には多くの意見が寄せられており、それらを平等に取り扱いたいために、ある意見だけを取り上げるわけにはいかないというのが委員長の態度でした。しかし、河川整備計画の原案に対して科学的な検討を行ったうえで、具体的に問題点を指摘し、代替案の提案も行っているのは、事務局がまとめた「寄せられた意見」を見る限り私たちだけです。

そのような意見や提案は、委員会においてきちんと検討すべきものであり、それを最後までしないとするならば、この委員会、ならびにそれを主導した委員長は、結局のところ、その責務を果たせなかったという批判を受けることになります。

住民等が開発局へ意見を述べに行くと、「流域委員会があるので会うわけにはいかない」と門前払いを受けてきました。したがって流域委員会は、開発局に代わって、住民の意見や提案をきちんと聞く窓口でなければならないはずです。 貴殿は、第 20 回委員会で一応の区切りをつけたいと述べていますので、この委員会でも住民等の意見を無視するならば、流域委員会は本来の役割を果たさず終了することになります。これは許されないことです。

第 20 回委員会への意見書にある資料 2 で示しましたように、私たちがこれまで冊子や意見書で指摘しきたサンルダム計画についての問題点は、これまで科学的に意味のある回答をほとんど受けておりません。19 回委員会で委員長は、まだ問題が残っていることは承知しているが、ひとつの区切りとして現段階におけるまとめをおこないたい、と述べられました。私たちは、名寄川の堤防と余裕高からみた流下能力の問題、天塩川そのものへのサンルダムの治水効果の問題、サンルダムによるサクラマスへの影響などが検討不充分な問題であると認識しています。一つの区切りとしてまとめを行うならば、今後さらに議論を深めて行くべき重要課題は何かを明らかにして、その対応策をまとめに盛り込むべきと考えます。また、まとめにおいて両論併記となったうちで重要な課題については、今後は開発局の責任において、住民からの意見や提案を受け止め引き続き検討すべきことを、最終報告書でうたうべきです。とくにサンルダムによるサクラマスへの影響については、魚道による遡上障害の除去やダム建設による降河阻害が無いことを事前に確認してからでなければ、ダム建設は許されないという強い意見が複数の委員・専門家から出されており、事前に行う試験やその科学的評価のために監視委員会の設置が求められています。最終報告書には、事前の試験の実施と第三者を入れた監視委員会の設置を明記すべきです。

平成 18年 12月 11日

サンルダム建設を考える集い 下川自然を考える会 名寄サンルダムを考える会 北海道の森と川を語る会 大雪と石狩の自然を守る会

旭川・森と川ネット21 環境ネットワーク旭川・地球村 遊楽部川の自然を守る会 北海道自然文化ネットワーク サンル川を守る会 北海道自然保護連合 市民森づくりクラブ 社団法人 北海道スポーツフィッシング協会 社団法人 北海道自然保護協会 (申し合わせにより捺印は省略させていただきます)